

KEIO BIZ PLAZA 利用規約

京王電鉄株式会社（以下、「当社」という。）は、KEIO BIZ PLAZA（第5条に定める。以下、「本施設」という。）を運営するにあたり、以下のとおり KEIO BIZ PLAZA 利用規約（以下、「本規約」という。）を定める。

■第1章 本規約について

第1条（目的）

本規約は、第9条に定める会員（以下、「会員」という。）が、安全かつ快適に本施設を利用するための必要なルールを定める。

第2条（利用規約の変更）

当社は、以下の場合に、当社の裁量により本規約を変更することがある。

- (1) 本規約の変更が、会員の利益に適合するとき
- (2) 本規約の変更が、会員が本施設の利用に関する契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
2. 前項により、当社が本規約を変更する場合、本規約を変更する旨および変更後の規約の内容ならびにその効力発生日について、効力発生日の1ヵ月前までに、当社は、本施設内への掲示、株式会社プリバテックが提供するEL Master（以下、「会員サイト」という。会員登録完了後、発行されたID・パスワードによってアクセスが可能となる。）、ホームページへの掲載その他適切な方法により会員に周知する。その効力は、入会の時期にかかわらず、本施設のすべての会員によぶ。
3. 変更後の本規約の効力発生日以降に、会員が本規約に基づき本施設を利用したときは、本規約の変更に同意したものとみなす。

■第2章 本施設について

第3条（本施設の利用目的）

会員は本施設を、執務およびそれに付随する交流や情報収集の場として利用することができる。

第4条（本施設の運営者）

本施設は、当社が運営する。ただし、業務の一部を他者に委託することがある。

第5条（所在地）

本施設の所在地は、

新宿・都庁前	〒160-8330	東京都新宿区西新宿2-2-1 京王プラザホテル南館2階	※有人店舗
府中	〒183-0055	東京都府中市府中町1-2-1 ぷらりと京王府中	ぷらりと西7階
京王八王子	〒192-0046	東京都八王子市明神町3-27-1 京王八王子ショッピングセンター	10階
八王子	〒192-0083	東京都八王子市旭町14-1 京王プラザホテル八王子	3階
多摩センター	〒206-0033	東京都多摩市落合1-43 京王プラザホテル多摩	2階

の5拠点とする。

第6条（営業時間）

本施設の営業時間は、別紙1に定める通りとする。

第7条（休業日）

本施設の休業日は、別紙1に定める通りとする。

第8条（臨時休業）

当社は、本施設および京王プラザホテル、ぷらりと京王府中、京王八王子ショッピングセンター、京王プラザホテル八王子、京王プラザホテル多摩の設備点検・改修やイベント・セミナーの実施・会員サイトのメンテナンスのため、また悪天候による交通障害が見込まれる場合などに、臨時休業もしくは営業時間の短縮、一部のエリアの利用制限を行うことがある。その場合も、利用料金の返還・減額は行わない。

■第3章 会員について

第9条（利用資格）

本施設は、法人および成年者である個人で、本規約を遵守することに同意し、別紙2の利用申し込み手順に則りweb上で会員登録を行い、当社が利用を承諾した者が利用できる。なお、会員は当該会員登録をするにあたって、会員サイトを利用し、必要事項を記入する。当社は、これらの事項を利用することができる。会員がミーティングルームを利用するときに限り、ゲストアカウントを発行し、所定の利用料を支払うことで、非会員（成年者に限る）を同席させることができる。会員は同席させる非会員に本規約を遵守させる責任を負い、同席させた非会員の故意・過失等により、当社・本施設・他の会員に損害が発生した場合は、会員がその責任を負う。

第10条（変更事項の届け出）

会員は、以下の事項に変更が生じた場合は、ただちに会員サイトを通じて当社に届け出なければならない。

- (1)利用申し込み時に会員サイトで登録した会員情報
- (2)法人会員の管理者が登録した法人情報・従業員の会員情報

第11条（法人会員の従業員）

法人会員は、その従業員に本施設を利用させることができる。利用にあたっては、本規約を従業員に周知し、遵守させる責任を負う。従業員の故意・過失等により、当社・本施設・他の会員に損害が発生した場合は、法人会員がその責任を負う。

第12条（QRコードの提示）

会員は会員サイトから表示したQRコードを利用して、本施設の入退室を行う。

第13条（会員サイトパスワードの紛失・再登録）

会員が会員サイトのパスワードを紛失した場合は、ログイン画面からパスワード再発行手続きを行う。

会員のパスワードが会員の過失によって流失し、第三者が流出したパスワードを利用して本施設を利用した場合、会員は、会員自ら本施設を利用していない場合であっても、その利用料を負担するものとする。この場合、当社は責を負わない。

第14条（時間利用プランの法人会員における従業員の利用）

会員のうち、時間利用プランの法人会員は、同法人の従業員に限りゲストアカウントを発行し、時間利用プランとして本施設を利用させることができる。

第15条（入退室可能な時間）

会員は、本施設の営業時間中はいつでも、入退室することができる。一日の最初の入室時刻から一日の最後の退室時刻までを利用時間とし、利用プランごとの利用可能時間・曜日以外に利用した場合は、利用時間に応じた時間利用料が発生する。

第16条（入退室方法）

会員は、本施設に入退室する際は、必ずQRコードリーダーに会員サイトから表示したQRコードを読み込ませなければならない。入室の記録しかない場合は、原則その日の営業時間終了時刻まで利用があったものとみなし、退室の記録しかない場合は、原則その日の営業時間開始時刻から利用があったものとみなす。また、当社の責によりQRコードが提示できない場合を除き、会員が会員サイトからQRコードを提示できない場合は、本施設を利用することができない。

第17条（利用プラン）

利用プランごとの利用可能な時間・曜日・エリアは、別紙3に定めるとおりとする。

第18条（借地借家法の適用）

会員は、本施設を利用する権利を有するが、座席等の占有権限を有するわけではなく、借地借家法上の借家権もしくは民法上の賃借権は発生しないことを確認する。

第19条（個人情報）

- 当社は、会員情報を「京王グループ 個人情報保護方針」に基づき適切に取り扱う。
2. 当社は、会員情報を本施設の運営および付随するサービス（以下、併せて「本施設の運営等」という。）において利用する。
 3. また、会員は、当社が会員情報を本施設の運営等のほか、以下の目的で利用することに同意する。
 - (1)退会後においても、会員に情報を提供するための電子メールの送付（キャンペーン等を含む）
 - (2)本施設の運営等における新規サービスの追加または本施設の運営等に関連する情報の会員への提供・ご案内
 - (3)本施設の運営等の利用動向の統計分析
 4. 会員は、当社が本施設の運営等上必要な範囲で会員情報を業務委託先等の第三者に開示することに同意する。
 5. 当社は、会員が第三者に不利益を及ぼすと判断した場合には、登録内容を当該第三者や警察または関連機関に通知することができる。
 6. 裁判所、検察庁、警察、弁護士会、消費者センターまたはこれらに準じた権限を有する機関から会員登録内容についての開示を求められた場合、当社はこれに応じて情報を開示することができる。

■第4章 利用料金について

第20条（利用料金と支払方法）

本施設の利用料金およびその支払方法は、別紙4に定めるとおりとする。

また、利用料金のクレジットカード払いを選択した場合、当社が決済代行業者である株式会社DGファイナンシャルテクノロジー（以下、「D社」という。）へ決済情報を提供することに承諾したとみなし、会員は、D社の要請に基づき、必要な範囲で決済に係る情報を入力する。当社は、当社の故意または重大過失に起因する場合を除き、D社の提供するサービスの利用に起因し又は関連するトラブル又は損害について、一切責任を負わない。

第21条（消費税）

会員は、別紙3に定める利用料金に、料金発生時に適用される税率に基づく消費税を加算した金額を支払う。

第22条（支払いの遅延）

会員が本施設の利用料金の支払いを遅延したときは、当社がその支払いを確認するまでの間、会員は本施設を利用することができない。

第23条（クレジットカード決済ができなかった場合）

当社が、継続課金サービスを用いて会員のクレジットカード決済を行った際に、クレジットカードの解約、有効期限切れ、限度額の超過等により決済ができなかったときは、第22条に定める支払いの遅延があったものとして取り扱う。

第24条（遅延損害金）

利用料金の支払いが遅延した場合、会員は、遅延した利用料金に年率5%の遅延損害金を加算した金額を当社に支払うものとする。

■第5章 会員種別の変更・退会について

第25条（利用プランの変更）

当社は、利用プランの変更について、毎月1日付でのみ行う。会員が利用プランを変更するときは、変更を希望する月の前月20日までに、会員サイトを通じて当社に対してプラン変更の申請を行う。会員は、変更1件につきシステム利用料2,000円（税抜）を支払う。

第26条（利用プランの追加）

法人会員が利用プランを追加するときは、会員サイトを通じて当社に対してプラン追加の申請を行う。会員は、追加1件につきシステム利用料2,000円（税抜）と、初月利用料を支払う。

第27条（退会）

会員が退会するときは、会員サイトを通じて当社に対して申請を行う。月の途中で退会する場合は、退会月の利用料金は返還しない。

第28条（再入会）

会員が退会後に再度入会する場合は、当社が認める場合を除き、本規約に基づく利用申し込みを行い、入会金等を再度支払う。

■第6章 本施設の利用について

第29条（飲食物）

会員は、本施設内で飲料（アルコールおよびそれに類するノンアルコール飲料をのぞく）を飲むことができる。ただし、会員が京王プラザホテル、京王プラザホテル八王子及び京王プラザホテル多摩の館内を通行する際は、飲食をしてはならない。また、簡易容器（プラスコップ、紙コップ）の飲料は袋に入れて通行する。本施設で提供・販売した飲料を、本施設外に持ち出すことはできない。

会員は、ひと口サイズの菓子類（キャンディ・ガムなど）に限り、本施設内で食べることができる。臭いの強いもの、大きな音の出るもの等、他の会員に不快感を与える食物の持ち込みはできない。コミュニケーションエリアにおいては、臭気が強いものを除き、飲食をすることができる。

第30条（ゴミ）

会員は、飲食物や文具など本施設の利用にともなって発生するゴミを、所定のゴミ箱に所定の分別方法で捨てなければならず、他の会員に対し迷惑をかけてはならない。家庭ゴミや産業廃棄物を本施設のゴミ箱に廃棄することはできない。

第31条（喫煙）

本施設での喫煙はできない。

第32条（コンセント）

会員は、パソコン、スマートフォン、携帯電話、タブレット端末などの電子機器に限り、本施設のコンセントを利用することができます。

第33条（防犯カメラ）

本施設には、防犯および規約違反行為の監視・記録を目的に防犯カメラを設置し、その撮影データを一定期間保存している。会員はそれに同意し、当社は、撮影した映像を目的外に使用しない。

第34条（遺失物）

新宿・都庁前、府中、京王八王子、八王子で当社または運営受託者が発見もしくは受領した本施設内の遺失物は、京王プラザホテル、ぶらりと京王府中、京王八王子ショッピングセンター、京王プラザホテル八王子内で一定期間保管し、速やかに交番・警察署に届ける。

多摩センターでは、当社または運営受託者が発見もしくは受領した本施設内の遺失物のうち貴重品は、速やかに交番・警察署に届ける。それ以外のものは、3ヵ月間施設内で保管し、処分を行う。

全拠点共通して、飲食物は、発見もしくは受領した日の営業時間終了後に処分する。会員が遺失物を受け取る際は、当社または運営受託者に身分証明書を提示し、財布等の貴重品の場合はスタッフとともに中身を確認するなど、必要な手続きを取らなければならない。

第35条（郵便ポスト）

会員は、別紙3に定める通り、郵便ポスト利用料を支払うことで、本施設内に設置された郵便ポストを利用できる。ただし、郵便ポストに空きがないときは利用できない。

郵便ポストを利用する会員は、本施設の住所を法人登記や名刺・会社案内記載の住所、郵便物（受取人の受領確認を要するもの、及びポストに入らないもの、並びに宅配便は新宿・都庁前、多摩センターに限り受け取り可能とする）の宛先として使用することができる。住所の記載は別紙3に定める通りとする。

会員が退会するとき、または郵便ポスト利用を停止するときは、会員は事前に住所変更や郵便物・宅配便の転送手続きを行うものとする。

当社が、郵便ポスト利用停止日以降も会員が継続して本施設の住所を利用していることを発見した場合は、その時点までの郵便ポスト利用料を請求する。また、郵便ポスト利用停止日以降に本施設に届いた郵便物や宅配便は、受け取りを拒否して業者に返却する。なお、その場合、当社は退会した会員に対して、その旨を通知するよう努める。

本施設の住所を法人登記から削除したことが確認できない場合は、当社は退会した会員に対して登記簿を請求することができる。

第36条（郵便物）

普通郵便は、京王プラザホテル、ぶらりと京王府中、京王八王子ショッピングセンター、京王プラザホテル八王子、京王プラザホテル多摩の集合ポストに配達されたものを当社または運営受託者が回収し、本施設に設置した郵便ポストに投函する。なお、新宿・都庁前、多摩センターにおいては、書留など受取人の受領確認を要する郵便物は、郵便局員が本施設まで配達したものを会員が直接受け取る。会員が不在の場合は、当社または運営受託者が不在票を預かり、不在票を郵便ポストに投函する。

第37条（宅配便）

新宿・都庁前、多摩センターにおける宅配便の受け取りは、本施設まで配達されたものを会員が直接受け取る。会員が不在の場合は、当社または運営受託者が不在票を預かり、不在票を郵便ポストに投函する。

第38条（ロッカー）

会員は、別紙3に定める通り、ロッカー利用料を支払うことで、本施設内に設置されたロッカーを利用できる。ただし、ロッカーに空きがないときは利用できない。

第39条（入退室データ提供）

法人会員は、入退室データ提供利用料を支払うことで、契約中の従業員ごとの本施設に入退室した日時のデータを受けることができる。

第40条（ミーティングルーム・個室）

会員は、ミーティングルーム利用料・個室利用料を支払うことで、本施設内のミーティングルーム・個室を利用することができる。会員は、ミーティングルーム・個室を利用する場合は、会員サイトから事前に予約を行う。なお、会員が利用開始時刻までに会員サイトからキャンセルの処理を行わなかった場合は、利用がなかったとしても、予約した時間分の利用料を支払う。

■第7章 免責事項

第41条（免責事項）

当社は、以下の事由により会員が被った損害については、その一切の責任を負わない。

1. 地震、火災、水害、停電、天変地異、通信設備の不調、故障、偶発事故など当社の責めに帰すことのできない事由による損害
2. 他の会員など第三者により被った損害
3. 当社の故意・過失によらない手荷物、郵便物、ロッカー内私物の盗難や紛失による損害
4. 当社の故意・過失によらないビジネス上の秘密事項の漏洩による損害

■第8章 禁止事項

第42条（禁止事項：他者への迷惑行為）

会員は、以下の行為を行ってはならない。

1. 他の会員およびスタッフへのセクハラ、パワハラ、ストーカー、暴言など
2. ネットワークビジネス、マルチ商法、保険、情報商材など物品または役務の販売、勧誘、あっせんなど
3. 宗教活動、政治活動およびそれらに勧誘すること
4. 他の会員およびスタッフの個人情報や本施設利用状況を、無断で他者に知らせること、またSNS等に掲載すること
5. 照明や空調のスイッチを操作すること（ミーティングルームを除く）
6. 大声で会話・電話すること

第43条（禁止事項：本施設の利用目的・秩序・マナーに反する行為）

会員は、以下の行為を行ってはならない。

1. 寝位での仮眠または30分を超える仮眠
2. ソファへの足上げ
3. 他の会員に嫌悪感を与える服装での利用
4. 刺青やタトゥーが見える状態での利用
5. 本施設での喫煙、飲酒および飲酒した状態での入室
6. 本施設での写真撮影（当社が許可した場合を除く。）
7. 利用可能エリア以外に立ち入ること
8. 広告物の掲示（当社が許可した場合を除く。）
9. 騒音、振動、臭気を出す行為、工具の使用
10. 危険物、動植物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）、火気、臭気の強い物品の持ち込み
11. テーブルやイスに荷物を置いたまま30分以上放置すること（当社または運営受託者が撤去することがある。）

12. 本施設でセミナーなどを開催すること（当社が許可した場合を除く。）

13. 営業終了時間を過ぎて施設内に滞在すること

第44条（禁止事項：不正利用）

会員は、以下の行為を行ってはならない。

1. 会員サイトへのログイン ID・パスワードの譲渡、貸与等して、本施設を会員本人以外の者に利用させること

2. その他、不正な手段で会員本人以外の者を本施設に入室させること

第45条（禁止事項：住所利用）

会員は、以下の行為を行ってはならない。ただし、郵便ポストを利用している会員をのぞく。

1. 本施設の住所を法人登記の住所として利用すること

2. 本施設の住所を名刺や会社案内に記載すること

3. 本施設の住所を郵便物や宅配便の宛先とすること

4. 無人店舗で郵便ポストを利用している場合、受取人の受領確認を要する郵便物、ポストに入らない宅配便の宛先とすること

第46条（禁止事項：その他）

会員は、以下の行為を行ってはならない。

1. 違法行為、公序良俗に反する行為、そのほか当社が不適切と判断する行為

2. 京王プラザホテル、ぷらりと京王府中、京王八王子ショッピングセンター、京王プラザホテル八王子、京王プラザホテル多摩の施設・イメージ・利用者に損害を与える行為

第47条（強制退会）

会員が以下のいずれかに該当するとき、当社は会員に対し事前の催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに退会させることができる。

1. 会員が第42条から第46条に定める禁止事項を行ったとき

2. 会員が提出した会員情報に虚偽の記載があったとき

3. 利用料金の支払いが1ヵ月を超えて遅延したとき

4. 第三者から会員の財産に対する保全処分・強制執行・競売の申し立てがあったとき

5. 会員が破産・民事再生・会社更生の申し立てを受けた、もしくは自ら申し立てを行ったとき

6. 会員が銀行取引停止処分を受けたとき

7. 会員に対し、後見開始審判・補佐開始審判・補助開始審判・任意後見監督人の選任がなされたとき

■第9章 その他

第48条（守秘義務）

会員は、本施設の利用にともない知り得た他の会員の個人情報やビジネス上の秘密情報の守秘に努めるものとし、これに関して生じた会員間のトラブルについて当社または運営受託者は一切の責任を負わず、当該会員間でこれを解決するものとする。本条に定める守秘義務は本施設を退会した後も継続するものとする。

第49条（権利譲渡の禁止）

会員は、本施設の利用に関する権利義務の全部または一部を第三者に譲渡してはならない。

第 50 条（損害賠償）

会員が、故意または過失により本施設、当社、運営受託者、他の会員や京王プラザホテル、ぶらりと京王府中、京王八王子ショッピングセンター、京王プラザホテル八王子、京王プラザホテル多摩を利用するお客様または従業員などの第三者に人的または物的損害を与えた場合は、会員は当社にその旨を通知し、かつただちにその損害を賠償する責任を負う。

第 51 条（反社会的勢力の排除）

1. 当社および会員は、次の各号の事項を表明し保証する。
 - (1) 自ら、自らの役員・使用人・従業員等、親会社、子会社、または関連会社（以下、総称して「対象者」という。）が、暴力団、暴力団会系企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当せず、将来にわたっても該当しないこと
 - (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと
2. 前項のほか、当社および会員は、対象者が直接・間接を問わず次の各号に定める行為を行わないとおり今後も行う予定がないことを表明し、保証する。
 - (1) 本施設を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供する行為
 - (2) 自らまたは第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞または法的な責任を超えた不当な要求等の行為
 - (3) 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または相手方の信用を毀損する行為
 - (4) 反社会的勢力から名目の如何を問わず、資本・資金の導入および関係を構築する行為
 - (5) 反社会的勢力に対して名目の如何を問わず、資金提供をする行為
 - (6) 反社会的勢力が会員の事業に関与する行為
3. 当社および会員は、相手方が前二項に違反していると合理的に判断したときは、催告その他何らの手続きを要することなく、すべての契約を解除することができ、相手方はこれに対し何ら異議を申し立てない。
4. 当社および会員は、前項により相手方が損害を被ったとしても、これを一切賠償する義務を負わない。

第 52 条（準拠法・管轄裁判所）

本規約は日本法に準拠するものとし、本規約について紛争が生じたときは、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 53 条（協議事項）

本規約に定めのない事項については、民法その他関係法令や商慣習に従うものとし、当社と会員は互いに誠意をもって協議するものとする。

以上

制定日：2018年10月12日

改定日：2022年3月1日

KEIO BIZ PLAZA 利用規約

別紙1 拠点情報

No.	名称	住所	利用可能日・ 時間帯	有人/無 人	ミーティング ルーム	個室
1	KEIO BIZ PLAZA 新宿・都庁前	東京都新宿区西新宿 2-2-1 京王プラザホテル 南館 2 階	8:00-21:00 年中無休（全館 休業日、年末年 始を除く）	有人	1 室 (別途料金)	×
2	KEIO BIZ PLAZA 府中	東京都府中市府中町 1-2-1 ふらりと京王府中 ふらりと西 7 階	8:00-21:00 年中無休（全館 休業日、年末年 始を除く）	無人	×	5 室 (別途料金)
3	KEIO BIZ PLAZA 京王八王子	東京都八王子市明神町 3-27-1 京王八王子ショッピングセンター10 階	8:00-21:00 年中無休（全館 休業日、年末年 始を除く）	無人	×	4 室 (別途料金)
4	KEIO BIZ PLAZA 八王子	東京都八王子市旭町 14-1 京王プラザホテル八王 子 3 階	8:00-21:00 年中無休（全館 休業日、年末年 始を除く）	無人	×	1 室
5	KEIO BIZ PLAZA 多摩センター	東京都多摩市落合 1-43 京王プラザホテル多摩 2 階	8:00-21:00 年中無休（年末 年始を除く）	有人	2 室 (別途料金)	×

別紙2 利用申し込み手順

(1) 法人会員

会員サイト (<https://system.keio-bizplaza.jp>) にアクセスし、以下の手順で会員登録を行う

- ①会員登録ボタンをクリック
- ②「法人会員」を選択
- ③以下の内容を表示された当社のメールアドレス宛に送信し、会員登録申請を行う

- ・法人名
- ・法人名（ふりがな）
- ・代表者名
- ・本店住所
- ・ご担当者のお名前
- ・ご担当者の部署
- ・ご担当者のメールアドレス
- ・ご担当者の電話番号

④当社による入会審査

⑤会員 ID・パスワードの発行

⑥会員サイト (<https://system.keio-bizplaza.jp/be/Auth/>) にアクセスし、従業員情報等を入力

※必要に応じて、書類を郵送にてやり取りする場合がある

※銀行振込の場合、銀行への振込手数料は会員負担

(2) 個人会員

会員サイト (<https://system.keio-bizplaza.jp>) にアクセスし、以下の手順で会員登録を行う

- ①会員登録ボタンをクリック
 - ②「個人会員」を選択
 - ③メールアドレスを登録し、会員登録申請を行う
 - ④会員 ID・パスワードの発行
 - ⑤会員サイト (<https://system.keio-bizplaza.jp>) にアクセスし、会員情報を入力
- ※必要に応じて、書類を郵送にてやり取りする場合がある

別紙3

利用可能時間・曜日・エリア・オプション（法人・個人会員共通）

	利用可能時間・曜日 ※1		利用可能エリア				利用可能オプション	
	月～金	土・日	コミュニケーションエリア	サイレントエリア	ミーティングルーム	個室	ポスト	ロッカー
全店プラン	8:00～21:00		○	○	別途料金	別途料金	別途料金	別途料金
	8:00～21:00		○	○	別途料金	別途料金	別途料金	別途料金
	8:00～ 18:00	—	○	○	別途料金	別途料金	×	×
	8:00～ 13:00	—	○	○	別途料金	別途料金	×	×
	13:00～ 18:00	—	○	○	別途料金	別途料金	×	×
	18:00～ 21:00	8:00～ 21:00	○	○	別途料金	別途料金	×	×
	—	—	○	○	別途料金	別途料金	×	×
非会員	×	×	×	×	会員同伴時 のみ可	×	×	×

※1 平日は、祝祭日に関わらず月曜日～金曜日とする

※2 所属店舗以外の店舗を利用した場合、利用時間に応じて時間利用プランの料金が発生する（全店プランを除く）

【注意事項】

- ・2021年3月29日までに多摩センターのみを使えるプランで入会した会員は、利用可能時間・曜日・エリア・オプション②に定める通りとする
- ・KEIO BIZ PLAZA 京王八王子、KEIO BIZ PLAZA 八王子は1店舗分の月極利用料で、両店舗を利用することができる

利用可能時間・曜日・エリア・オプション②

		利用可能時間・曜日 ※1		利用可能エリア				利用可能オプション	
		月～金	土・日	コミュニケーション エリア	サイレント エリア	ミーティングルーム	個室	ポスト	ロッカー
法人会員	全日プラン	8:00～21:00	—	○	○	別途料金	別途料金	別途料金	別途料金
	平日プラン	8:00～ 18:00	—	○	○	別途料金	別途料金	別途料金	別途料金
	平日午前 プラン	8:00～ 13:00	—	○	○	別途料金	別途料金	別途料金	別途料金
	平日午後 プラン	13:00～ 18:00	—	○	○	別途料金	別途料金	別途料金	別途料金
	夜間・土日 プラン	18:00～ 21:00	8:00～ 21:00	○	○	別途料金	別途料金	別途料金	別途料金
	時間利用 プラン※2	—	—	○	○	別途料金	別途料金	別途料金	別途料金
	全日プラン	8:00～ 21:00	○	○	○	別途料金	別途料金	別途料金	別途料金
個人会員	平日プラン	8:00～ 18:00	—	○	○	別途料金	別途料金	×	×
	平日午前 プラン	8:00～ 13:00	—	○	○	別途料金	別途料金	×	×
	平日午後 プラン	13:00～ 18:00	—	○	○	別途料金	別途料金	×	×
	夜間・土日 プラン	18:00～ 21:00	8:00～ 21:00	○	○	別途料金	別途料金	×	×
	時間利用 プラン※2	—	—	○	○	別途料金	別途料金	×	×

※1 平日は、祝祭日に関わらず月曜日～金曜日とする

※2 所属店舗以外の店舗を利用した場合、利用時間に応じて時間利用プランの料金が発生する（全店プランを除く）

住所の記載について

新宿・都庁前でポストを利用する場合（有人店舗）

〒160-8330
東京都新宿区西新宿 2-2-1 京王プラザホテル南館 2 階
KEIO BIZ PLAZA 新宿・都庁前内 郵便ポスト番号 法人名・氏名

府中でポストを利用する場合（無人店舗）

〒183-0055
東京都府中市府中町 1-2-1 ふらりと京王府中 ふらりと西 7 階
KEIO BIZ PLAZA 府中内 郵便ポスト番号 法人名・氏名

京王八王子でポストを利用する場合（無人店舗）

〒192-0046
東京都八王子市明神町 3-27-1 京王八王子ショッピングセンター 10 階
KEIO BIZ PLAZA 京王八王子内 郵便ポスト番号 法人名・氏名

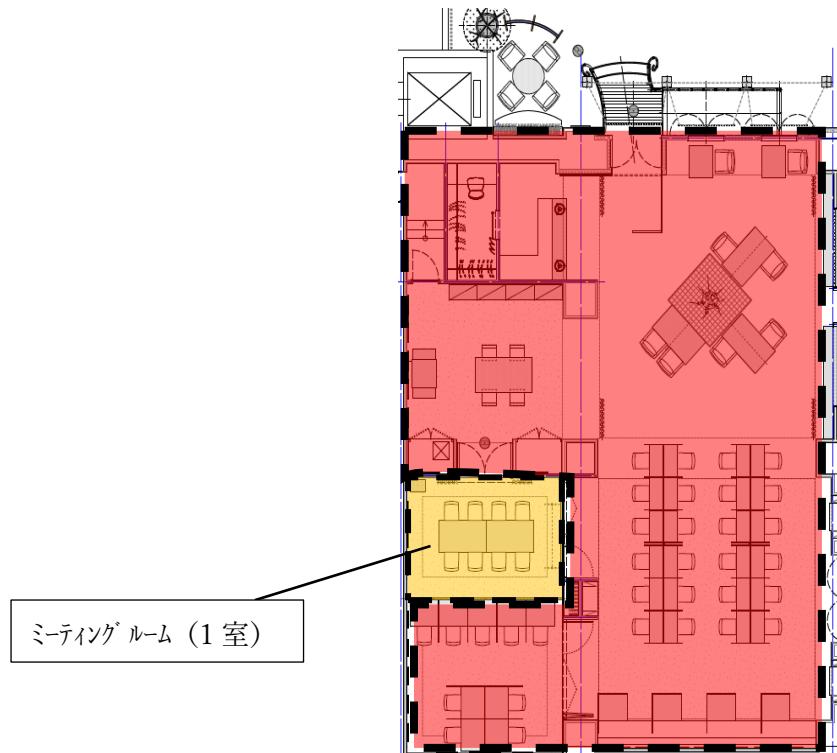
八王子でポストを利用する場合（無人店舗）

〒192-0083
東京都八王子市旭町 14-1 京王プラザホテル八王子 3 階
KEIO BIZ PLAZA 八王子内 郵便ポスト番号 法人名・氏名

多摩センターでポストを利用する場合（有人店舗）

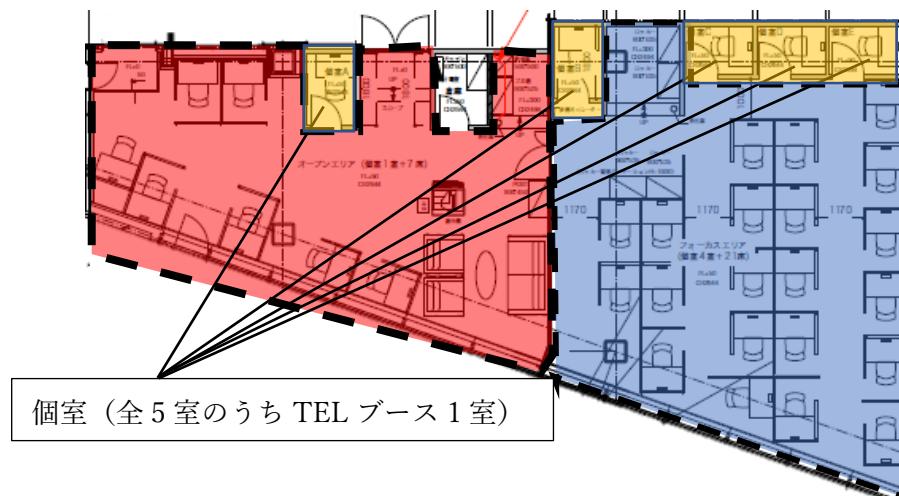
〒206-0033
東京都多摩市落合 1-43 京王プラザホテル多摩 2 階
KEIO BIZ PLAZA 多摩センター内 郵便ポスト番号 法人名・氏名

【新宿・都庁前】



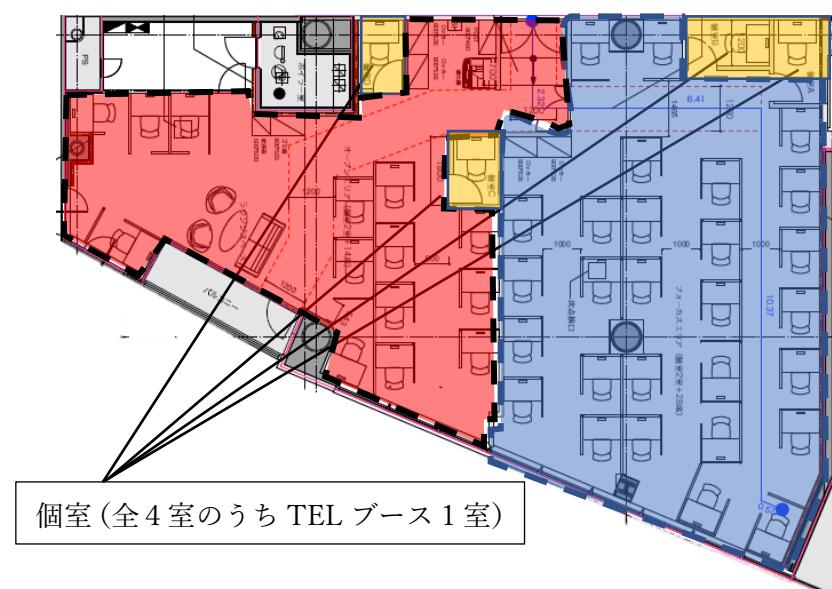
ミーティング ルーム（1室）

【府中】



個室（全5室のうち TEL ブース 1室）

【京王八王子】

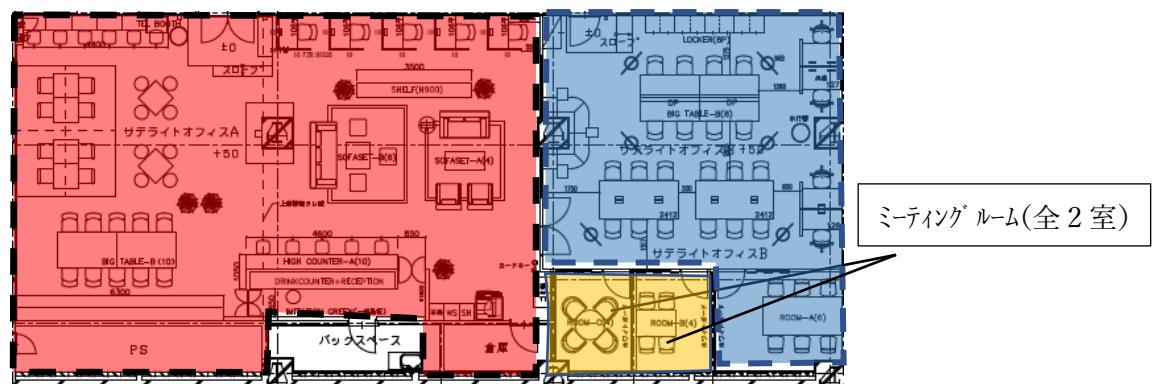


個室（全4室のうち TEL ブース 1室）

【八王子】



【多摩センター】



: サイレントエリア

: コミュニケーションエリア

: ミーティングルーム・個室

別紙4 利用料金および支払方法

(1) 月極利用料・初月利用料(税抜)

	利用可能時間・曜日		月極利用料 ※1
	月～金	土・日	
全店プラン	8:00～21:00		25,000円
全日プラン	8:00～21:00		14,000円
平日プラン	8:00～18:00	—	11,000円
平日午前プラン	8:00～13:00	—	6,000円
平日午後プラン	13:00～18:00	—	6,000円
夜間・土日プラン	18:00～21:00	8:00～21:00	7,000円

※1 初月の利用料について、1ヶ月に満たない端数の期間の利用料金はその月の日割り計算によるものとする。

(2) 時間利用料(税抜)

時間利用プランの会員が本施設を利用したとき、および月極利用プランの会員が利用可能時間・曜日以外に本施設を利用したときに、以下の時間利用料が発生する。ただし、15分未満の利用は15分に切上げる。ただし、最低利用料は600円/月とする。

時間利用料	150円／15分
-------	----------

(3) その他の利用料金・支払方法(税抜)

	金額	法人会員(請求書払い)	法人会員(カード払い)／個人会員
入会金	3,000円/回		
システム利用料	2,000円/件		
初月利用料	(1) 参照		
郵便ポスト 初月利用料	15,000円/月	申込月の翌月末に支払い	■ 申込月の翌月1日に決済
ロッカー初月利用料	2,000円/月		
プラン変更 システム利用料	2,000円/件		
月極利用料	(1) 参照		
郵便ポスト利用料	15,000円/月		
ロッカーユニット利用料	2,000円/月		
入退室データ 提供利用料	1,000円/月 (法人会員のみ)		
時間利用料	(2) 参照		
ミーティングルーム 利用料 (新宿・都庁前、 多摩センター)	新宿・都庁前/8名用:800円/15 分 多摩センターA・B/4名用:500円 /15分 非会員同席: 200円/15分・人 プロジェクター: 150円/15分	当月分を翌月末に支払い	■ 当月分を翌月1日に決済
個室席使用料 (府中、京王八王子)	100円/15分		

■銀行振込での支払い(別途銀行への振込手数料は会員負担)

●継続課金サービスを用いたクレジットカード決済